

横浜市会計年度任用職員（こども青少年局南部児童相談所 保育及び
児童指導業務(ローテーション)(臨時))募集要項

1 応募資格

次のいずれにも該当しないこと

- ・ 児童福祉法、刑法、その他児童福祉に関連する法令に違反し、または違反するおそれのある行為を行った者
- ・ 過去に児童福祉施設等で懲戒処分等を受けたことがある者、職務上の不適切行為のあった者

なお、保育士、社会福祉士、社会福祉主事任用資格等を所持していれば望ましい。

2 募集人数 9名(予定)

3 勤務条件および報酬

(1) 任用期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

(2) 勤務日

週37時間30分以内の勤務(週5日かつ1日7時間30分のローテーション勤務)

(3) 勤務時間 主な勤務時間は以下のとおりです。

ア 午前6時30分から午後3時00分まで イ 午前8時45分から午後5時15分まで

ウ 午前9時45分から午後6時15分まで エ 午後0時45分から午後9時15分まで 他

(4) 給与 日額 12,720円(任用期間中に報酬が変更となる可能性があります。)

期末・勤勉手当、通勤費用(実費相当額・上限有)を別途支給

(5) 休暇 年次休暇等

(6) 社会保険 健康保険(横浜市職員共済組合)、厚生年金保険、雇用保険に加入。

※その他勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

4 業務内容

児童相談所一時保護所入所児童の保育及び学童指導等

※その他、大規模災害発生時における災害対応業務(基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ)

5 勤務場所

横浜市南部児童相談所一時保護所(港南区内)

6 応募方法

(1) 書類提出期限 令和8年3月4日 水曜日 午後5時15分必着

(2) 選考方法 申込書類による書類選考と面接を実施します。

(3) 申込書類 ア 会計年度任用職員履歴書及び申込書(所定の様式)

イ 作文「志望動機と自己PR」(所定の様式)

ウ 応募資格を有していることを確認できる書類(写し可)

※ア、イの様式については、こども青少年局ホームページからダウンロードできます。

(郵送をご希望の場合はご連絡ください。)

※申込書類は返却しません。また、いただいた個人情報は、採用選考においてのみ使用します。

(4) 申込受付 南部児童相談所庶務担当あて上記書類を持参又は郵送。

※持参時の受付は、月曜日～金曜日の午前8時45分～午後5時15分(閉庁日を除く)

7 面接選考

(1) 実施日 令和8年3月10日 火曜日 午後(予定) ※集合日時については、別途ご連絡します。

(2) 場所 南部児童相談所(港南区丸山台一丁目9番10号 最寄駅:市営地下鉄 上永谷駅)(予定)

(3) 雇入時健康診断 雇入時に健康診断を受診していただきます。

8 停止条件

令和8年度予算が横浜市議会において議決されなかった場合は、選考に合格されても採用されないことがあります。

【問い合わせ】横浜市南部児童相談所 庶務担当 三浦、濱田、川合
〒233-0013 横浜市港南区丸山台一丁目9番10号
TEL 045-349-0122 / FAX 045-840-1258